株式会社グリムスパワー	0.592
自然電力株式会社	0.000

(2)　一般送配電事業者

事業者名	係数
北海道電力株式会社	0.518
東北電力株式会社	0.518
東京電力パワーグリッド株式会社	0.518
中部電力株式会社	0.518
北陸電力株式会社	0.518
関西電力株式会社	0.518
中国電力株式会社	0.518
四国電力株式会社	0.518
九州電力株式会社	0.518
沖縄電力株式会社	0.705

2　前項の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

3　前二項の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、〇・五一二とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○原子力規制委員会告示第十四号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年原子力規制委員会告示第三号）の一部を別表第一により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）の一部を別表第二により、及び原子力災害対策指針（平成二十九年原子力規制委員会告示第十号）の一部を別表第三により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附　則

この告示は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

別表第一　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部改正に関する表

改正後	改正前
（放射線業務従事者の線量限度）	（放射線業務従事者の線量限度）
第五条　規則第十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。	**第五条**　規則第十条第一項第一号の原子力規制委員会の定める線量限度は、実効線量について次のとおりとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等を含む。以下この条において同じ。）に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト	三　女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の三十四第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等を含む。以下この条において同じ。）に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト
四　［略］	四　［同上］
2　［略］	2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第二　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正に関する表

改正後	改正前
（放射線業務従事者の線量限度）	（放射線業務従事者の線量限度）
第五条　製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二	**第五条**　製錬規則第七条の七第四号、試験炉規則第八条第一項第一号、核燃料物質使用規則第二条の十一の四第一項第一号、加工規則第七条の三第一項第一号、核原料物質使用規則第二条第五号イ及び第十一号の二